

障がい福祉計画（案）

1. 計画の策定にあたって

第3期障がい福祉計画については、平成23年度現在、明らかにされている障害者自立支援法の改正の方向と、第2期計画の実績を踏まえ、策定します。

1) 障害者自立支援法の今後の方向性（（仮称）総合福祉法の制定）

障害者自立支援法については、様々な経緯を受け廃止が予定されているところであり、平成25年8月には「制度の谷間」が生ずることなく、また、サービス利用者負担を応能負担とする（仮称）障害者総合福祉法が制定されることとなっています。

こうした状況の中、障がい者制度改革推進会議において、その具体的な審議が行われているため、今後も国の動向を見守る必要があります。

本市としては、障害者自立支援法の改正の方向を踏まえつつ、「第3期障がい福祉計画」を策定することにより、「障がい者福祉計画」における障がい者施策と合わせ、総合的な障がい者自立支援体制の確立を目指します。

2) 第3期障がい福祉計画に記載すべき事項

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<定める事項>

- 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3) 第3期障がい福祉計画策定のポイント

- 目標値・サービス見込み量に対する方針は第2期を踏襲する

第3期計画は平成24年度から平成26年度までとし、第2期計画策定時の基本指針において示した数値目標の考え方を、第3期計画の策定においても基本的に踏襲します。

○ 第2期計画の進捗状況の分析と評価にもとづく計画とする

第2期計画の実績に基づき、第3期計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み量を設定します。

4) 計画の期間

第3期計画は、第2期計画の実績を踏まえ、必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします。

2. 計画の方針

1) 基本的な考え方

○ 障がい者の相談支援体系の見直しに適切に対応します。

サービス等利用計画作成対象者が大幅に増加することから、現行の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」を中心に関係機関と連携を図り、相談支援体系の見直しに適切に対応していきます。

○ 病院から地域生活への移行支援を進めます。

受け入れるための環境を整えば退院可能な精神障がい者の地域生活移行を進めるため、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。

○ 就労支援を充実します。

大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的な就労支援の強化を進めるとともに、労働関係機関との連携を深め、障がいのある方の雇用促進を図ります。

○ グループホーム・ケアホームの入居や在宅等の地域移行を進めます。

地域の生活の場としてのグループホーム等の設置をさらに促進し、入所施設等からの移行や在宅で生活する障がい者が引き続き地域で暮らすための支援を行います。

以上の考え方に基づき、第3期障がい福祉計画の数値目標と見込み量の設定を行いました。

2) 施設入所者の地域移行に関する目標値

<国の考え方>

国では、地域生活への移行を進める観点から、目標の設定にあたっては、平成17年10月1日障がい者の入所施設に入所している方のうち、3割以上がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することとしています。また、これに合わせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本に、目標を設定することとしています。

<本市の考え方>

本市の地域生活移行者数については、平成23年度末までの数値目標16人に対し、平成23年10月1日現在15人となっており、目標達成にほぼ近い状況となっております。しかしながら、直近の実績は、それ以前に比べて減少しており、この傾向が続く場合には、平成26年度末のまでの3割以上の地域生活移行の実現は、厳しい情勢にあります。第3期については、過去の6年間の実績をもとに見込んでおります。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
平成17年10月1日の入所者数A	143人	平成17年10月1日の数
【目標値】地域生活移行B	24人 (16.8%)	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する方の目標数
新たな施設入所利用者C	31人	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成26年度末の入所者数D	150人	平成26年度末の利用人員見込 (A-B+C)
【目標値】入所者減少見込E	△7人 (△4.9%)	差引減少見込数 (A-D)

3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

<国の考え方>

国の指針では、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とし、就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援A型の利用者は3割を目指すとしています。

<本市の考え方>

本市では、障害者自立支援センターを拠点とし、特別支援学校卒業生を始めとする障がい者の就労支援事業の実施等により、雇用の拡大に取り組んできました。その結果、福祉施設からの平成17年度一般就労移行者は9人となっています。これは、県内でも極めて多いものです。引き続き、障がい者の一般就労への支援をします。

＜具体的目標＞

項目	数値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	9 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	20 人	平成 26 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する方の目標数

3. 指定障害福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

1) 生活支援

<国の見込量の考え方>

現に利用している者の数を基礎として、新たなサービス利用者の見込み数に、障がい者のニーズを踏まえて、量の見込みを設定します。

なお、同行援護については、重度の視覚障がい者数を勘案して利用者数及び量の見込み数を設定します。

<本市の考え方>

居宅介護は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて利用時間の伸びが安定していることから、毎年、7.5%ずつ上昇することを想定して見込量を設定しました。

なお、重度障害者等包括支援については、第 1 期計画及び第 2 期計画とも該当する対象者が見込めないことから、本計画の見込量には反映していません。

ア 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。

ウ 行動援護

行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援などを行います。

エ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

オ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

＜年度別月あたり見込量＞

生活支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活支援事業の見込量	3,028 時間 (188 人)	3,214 時間 (198 人)	3,414 時間 (208 人)
居宅介護(実利用見込み者)	2,481 時間 (149 人)	2,667 時間 (159 人)	2,867 時間 (169 人)
行動援護(実利用見込み者)	23 時間(3 人)	23 時間(3 人)	23 時間(3 人)
重度訪問介護(実利用見込み者)	93 時間(1 人)	93 時間(1 人)	93 時間(1 人)
同行援護(実利用見込み者)	431 時間(35 人)	431 時間(35 人)	431 時間(35 人)

＜参考＞

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活支援事業の見込量	2,232 時間	2,456 時間	2,701 時間
生活支援事業の実績量	2,114 時間 (121 人)	2,270 時間 (131 人)	2,423 時間 (143 人)
居宅介護(利用者)	2,094 時間(119 人)	2,214 時間(128 人)	2,307 時間(139 人)
重度訪問介護(利用者)	0 時間(0 人)	36 時間(1 人)	93 時間(1 人)
行動援護(利用者)	20 時間(2 人)	20 時間(2 人)	23 時間(3 人)

2) 日中活動系

ア 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

＜国の見込量の考え方＞

現に利用している方の見込み数を基礎として、利用者のニーズ、新たに生活介護の対象者と見込まれる方を加えて、量の見込みを設定します。

＜本市の考え方＞

第 3 期計画では、現に利用している方の見込み数を基礎として、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案するとともに、事業所の新規増設を見込んで設定しました。

＜年度別月あたり見込量＞

生活介護	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	6,956 人日	7,219 人日	7,576 人日
実利用見込み者数	370 人	384 人	403 人

＜参考＞

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	4,926 人日	4,998 人日	6,162 人日
実績量(実利用者数)	4,796 人日 (263 人)	5,991 人日 (319 人)	6,721 人日 (356 人)

イ 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。「機能訓練」と「生活訓練」に類型化されています。

＜国の見込量の考え方＞

機能訓練は、現に利用している方の数を基礎として、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを設定します。

生活訓練は、現に利用している方の数を基礎として、利用者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行数値目標、退院可能精神障がい者のうち自立訓練の利用が見込まれる方の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを設定します。

＜本市の考え方＞

第 3 期計画では、機能訓練事業及び生活訓練事業については、病院から退院する時期を勘案し、必要量を見込むところですが、退院時期を見込むことが困難であるため、過去の実績を勘案して見込み量を設定しました。

＜年度別月あたり見込量＞

機能訓練	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	46 人日	60 人日	60 人日
実利用見込み者数	2 人	3 人	3 人

＜参考＞

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	48 人日	64 人日	80 人日
実績量(実利用者数)	95 人日(5 人)	79 人日(4 人)	46 人日(2 人)

＜年度別月あたり見込量＞

生活訓練	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	46 人日	60 人日	60 人日
実利用見込み者数	2 人	3 人	3 人

＜参考＞

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	143 人日	164 人日	185 人日
実績量(実利用者数)	95 人日(5 人)	23 人日(1 人)	46 人日(2 人)

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業です。この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障害者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。

＜国の見込量の考え方＞

①福祉施設利用者の一般就労への数値目標、②特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる方の数、③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズを勘案し、対象者として見込まれる方の数。これらを合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを設定します。

＜本市の考え方＞

本市では県内でも就労移行支援事業の利用実績が高く、安定的に実績量が増えていることから、第 3 期計画では、過去の伸び率や特別支援学校卒業者数の見込み数等、新規利用者を勘案し見込量を設定しました。

＜年度別月あたり見込量＞

就労移行支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	1,250 人日	1,461 人日	1,672 人日
実利用見込み者数	71 人	83 人	95 人

＜参考＞

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	968 人日	987 人日	1,006 人日
実績量(実利用者数)	1,124 人日(68 人)	934 人日(55 人)	1,060 人日(59 人)

工 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。

<国の見込量の考え方>

A型事業は、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の対象者として見込まれる数の 3 割以上とすることが望めます。

B型事業は、就労継続支援事業の対象者からA型事業を除いた数を勘案して、量の見込みを設定します。設定にあたっては、区域内の就労継続支援事業所（B型）の工賃の平均額について、目標を設定することが望めます。

<本市の考え方>

就労継続支援A型の利用割合について、就労支援全体の3割以上とすることを旨とするという国の指針については、長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 26 年度における数値目標については、これまでの実績、事業所の状況、福祉施設から一般就労への移行に関する状況など総合的に勘案し設定する必要があります。

<年度別月あたり見込量>

就労継続A型	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	190 人日	209 人日	228 人日
実利用見込み者数	10 人	11 人	12 人

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	41 人日	41 人日	59 人日
実績量(実利用者数)	0 人日(0 人)	34 人日(3 人)	95 人日(5 人)

<年度別月あたり見込量>

就労継続B型	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	4,001 人日	4,036 人日	4,070 人日
実利用見込み者数	234 人	236 人	238 人

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	2,081 人日	3,178 人日	3,546 人日
実績量(実利用者数)	1,967 人日 (106 人)	2,805 人日 (173 人)	3,493 人日 (218 人)

オ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

重症心身障害児施設(委託病床も含む)、進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、平成24年4月から重症心身障害児施設利用者のうち18歳以上の方が本サービスに移行することなどを勘案し、見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

療養介護	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	12 人分	12 人分	12 人分

<参考>

第2期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	3 人分	3 人分	3 人分
実績量	4 人分	4 人分	4 人分

カ 短期入所

自宅で障がい者を介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びを勘案し見込んだ数に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ1人あたり利用量に乗じた量を勘案して、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

短期入所	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	393 人日	400 人日	441 人日
実利用見込み者数	52 人	53 人	63 人

<参考>

第 2 期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	248 人日	259 人日	282 人日
実績量(実利用者数)	313 人日 (47 人分)	357 人日 (41 人分)	385 人日 (51 人)

3) 居住系

ア 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。

ケアホームは、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能な精神障がい者を含め新たにサービス利用が見込まれる方の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを設定します。

<本市の考え方>

第3期計画では、新規事業所の動向を踏まえつつ、新規利用者を勘案し見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	111 人分	117 人分	123 人分

<参考>

第2期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (グループホーム：GH)	見込量	67 人分	72 人分	75 人分
	実績量	80 人分	86 人分	99 人分
共同生活介護 (ケアホーム：CH)	(上段：GH)	(13 人分)	(10 人分)	(11 人分)
	(下段：CH)	(67 人分)	(76 人分)	(88 人分)

イ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

<国の見込量の考え方>

施設入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な方の利用といった、真に必要と判断される方の数を加えた、量の見込みを設定します。

当該見込み数は、平成 26 年度末の段階において、施設入所者数の 1 割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望まれます。

<本市の考え方>

平成 17 年 10 月時点の施設入所者数の 1 割以上の削減を目指すという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ当面、第 3 期計画では、これまでの実績、今後のグループホーム・ケアホームの整備見通しなどを勘案し、見込み量を設定しました。

<年度別月あたり見込量>

施設入所支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援の見込量	152 人分	151 人分	150 人分

<参考>

第 2 期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	見込量	80 人分	83 人分	140 人分
	実績量	86 人分	116 人分	153 人分

4) 計画相談支援

ア 相談支援

総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。

＜国の見込量の考え方＞

障害福祉サービスの利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービスの利用者を計画相談支援の対象として、利用者数および見込みを設定します。

＜本市の考え方＞

障がい者数等の伸び率を勘案し、平成27年4月時点の障害福祉サービス利用者数を推計し、平成24年度から26年度の3年間で毎年1/3ずつ段階的に作成していくものとし、見込量を設定しました。

＜年度別月あたり見込量＞

計画相談支援	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
見込量	51 人分	107 人分	168 人分

＜参考＞指定相談支援

第期計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見込量	15 人分	15 人分	15 人分
実績量	0 人分	2 人分	2 人分

4. 地域生活支援事業の内容および量の見込み

①相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活をしていくための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第 1 期計画では、相談支援事業の見込み量については、各事業の見込み箇所数を見込みました。

第 2 期計画では、国の基本指針の変更に伴い、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

第 3 期計画では、平成 24 年 4 月から相談支援体制の強化が図られ、「サービス等の利用計画」作成の対象者が大幅に拡大することが見込まれるため、制度改正の動向を勘案し、推計する必要があります。

◎平成 24 年度～26 年度（第 3 期計画）

相談支援事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
相談支援	地域自立支援協議会	実施見込の有無	有	有	有
		実施の有無	有	有	有
相談支援	市町村機能強化事業	実施見込の有無	有	有	有
		実施の有無	有	有	有
相談支援	成年後見制度利用支援	実施見込の有無	有	有	有
		実施の有無	有	有	有

● 参考：平成 21 年～23 年度

第 2 期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
相談支援	地域自立支援協議会	実施見込み箇所数	有	有	有
		実施箇所数	有	有	有
相談支援	市町村機能強化事業	実施見込み箇所数	有	有	有
		実施箇所数	有	有	有
相談支援	成年後見制度利用支援	実施見込み箇所数	有	有	有
		実施箇所数	有	有	有

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を行います。

第 1 期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の年あたりの延べ利用者数を見込みました。

第 2 期計画では、国の基本指針の変更に伴い「手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び手話通訳設置事業の実利用者数」を本市の実績に基づき見込みました。

第 3 期計画では、平成 23 年度に手話通訳設置者数を 1 人から 2 人に増員しています。平成 23 年度の実績見込みを勘案し、推計します。

◎平成 24 年度～26 年度（第 3 期計画）

コミュニケーション事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み者数	39 人	40 人	41 人
手話通訳設置事業の実設置見込み者数	2 人	2 人	2 人

● 参考：平成 21 年～23 年度

第 2 期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数	見込量	30 人	31 人	32 人
	実績量	32 人	36 人	38 人
手話通訳設置事業の実設置者数	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績量	1 人	1 人	2 人

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業として、在宅の重度の障がい者（児）の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

第 2 期計画では、ストマ用装具等を含めた用具の種類ごとの給付等見込み件数を実績に基づき算出しました。

第 3 期計画では、「用具の種類ごとの実績」を勘案し推計します。

◎平成 24 年度～26 年度（第 3 期計画）＜年度別見込量＞（年あたり）

日常生活用具給付事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
合 計	見込量	3,082 件	3,115 件	3,149 件
介護・訓練 自立生活 在宅療養 情報・意思 排泄管理 居住生活	見込量	14 件	15 件	16 件
	見込量	45 件	47 件	49 件
	見込量	35 件	37 件	39 件
	見込量	50 件	52 件	54 件
	見込量	2,928 件	2,954 件	2,980 件
	見込量	10 件	10 件	11 件

● 参考：平成 21 年～23 年度

第 2 期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
合 計	見込量	3,157 件	3,195 件	3,233 件
	実績量	3,050 件	2,903 件	3,016 件
介護・訓練	見込量	7 件	8 件	9 件
	実績量	10 件	10 件	12 件
自立生活	見込量	32 件	35 件	38 件
	実績量	36 件	26 件	38 件
在宅療養	見込量	27 件	30 件	33 件
	実績量	25 件	35 件	35 件
情報・意思	見込量	44 件	48 件	52 件
	実績量	31 件	37 件	46 件
排泄管理	見込量	3,041 件	3,067 件	3,093 件
	実績量	2,941 件	2,790 件	2,877 件
居住生活	見込量	6 件	7 件	8 件
	実績量	7 件	5 件	8 件

④移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいの内全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

第2期計画では、実施見込み箇所数、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間の実績を基にしました。

第3期計画では、実績のほか、平成23年10月から開始される「同行援護」のサービス見込み量を勘案し、推計しています。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

移動支援		平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内実施箇所数	見込量	10箇所	10箇所	10箇所
実利用者数	見込量	172人	175人	178人
延べ利用時間数	見込量	17,002時間	18,702時間	20,572時間

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
市内実施見込み箇所数	見込量	9箇所	10箇所	11箇所
	実績量	10箇所	10箇所	10箇所
実利用者数	見込量	144人	147人	152人
	実績量	135人	145人	194人
延べ利用時間数	見込量	14,044時間	14,374時間	14,869時間
	実績量	15,015時間	16,422時間	19,375時間

⑤地域活動支援センター

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第 1 期計画では、地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み及び機能強化事業の実施見込み箇所数を算出しました。

第 2 期計画では、今後の地域作業所の移行状況を勘案するとともに、国の基本指針の変更に伴い「市内、市外別の実施見込み箇所数・実利用見込み者数」を見込みました。

第 3 期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用数」を勘案し推計します。

◎平成 24 年度～26 年度（第 3 期計画）

地域活動支援センター			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市 内	見込量	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実利用者数	156 人	164 人	172 人
市 外	見込量	箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		実利用者数	4 人	4 人	4 人

● 参考：平成 21 年～23 年度

第 2 期計画			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市 内	見込量	実施箇所数	1 箇所	3 箇所	3 箇所
		実利用者数	100 人	165 人	171 人
	実績量	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実利用者数	135 人	142 人	149 人
市 外	見込量	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実利用者数	1 人	1 人	1 人
	実績量	箇所数	1 箇所	3 箇所	4 箇所
		実利用者数	1 人	3 人	4 人

⑥日中一時支援

主に障がいのある学齢児を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行います。また、放課後の余暇支援としても利用できます。従来の日帰り短期入所と児童デイサービスを合わせた事業です。

第2期計画では、年あたりの実施見込み箇所数、実利用見込み者数を実績に基づき算出しました。

第3期計画では、障がい児については、新たに創設される「放課後等児童デイサービス」に移行することから、障がい者のサービス見込み量の実績を勘案し推計しています。

◎平成24年度～26年度（第3期計画）

日中一時支援		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	見込量	12箇所	12箇所	12箇所
実利用者数	見込量	40人	41人	42人

● 参考：平成21年～23年度

第2期計画		平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施箇所数	見込量	8箇所	9箇所	10箇所
	実績量	11箇所	10箇所	12箇所
実利用者数	見込量	217人	244人	265人
	実績量	285人	280人	269人

⑦訪問入浴サービス

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がいの方等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスについては、第 2 期計画期間中の実利用者の増加状況と一人当たり年間利用回数の実績から見込みました。

＜年度別見込量＞

訪問入浴	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用見込み者数	11 人	11 人	12 人
延べ利用見込み者数	924 人	1,016 人	1,118 人

＜参考＞

第 2 期計画		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用者数	見込量	540 人	600 人	660 人
	実績量	571 人	646 人	720 人

5. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 新たな障害福祉サービスへの円滑な移行促進

本市では、障がい者が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、大和市障害者自立支援センターを設立しています。

今後も、大和市障害者自立支援センターを中核として、市内に 4 箇所の指定相談事業所を配置し、障害福祉サービス利用などの相談を通して、また、市障害者自立支援協議会を活用し利用者ニーズを把握の上新たな障害福祉サービスへの円滑な移行を促進します。

2) 障害福祉サービス提供事業者の育成

本市では数多くの障害福祉サービス提供事業者があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して研修を実施するなど障害福祉サービス提供事業者を育成するとともに、新たな障害福祉サービス提供事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では障がい者の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣市町村や県の関係機関との連携を強化しながら、市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進めます。